

第2次南房総市環境基本計画 (概要版)

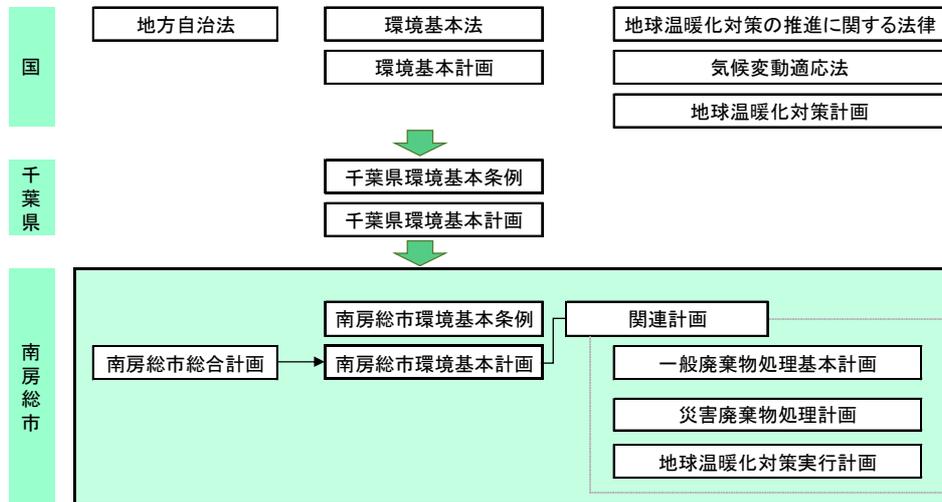
計画の趣旨

南房総市（以下「本市」という。）では、環境の保全と創造についての基本理念、市、事業者、市民及び滞在者の責務、環境の保全等を定めた「南房総市環境基本条例」を平成20（2008）年1月に施行しました。

平成22（2010）年度には、その環境基本条例の基本理念を具現化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、「第1次南房総市環境基本計画（以下「前計画」という。）」を策定しました。今回、この前計画が満了になることから、「第2次南房総市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、南房総市環境基本条例第9条に基づき定めるもので、第2次南房総市総合計画を上位計画とします。また、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、市民、事業者、行政が共通認識のもと、環境の保全に取り組むための指針となるものです。



計画の期間

計画期間は、令和2（2020）年度からの10年間とし、令和11（2029）年度を最終年度とします。

令和（年度）	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦（年度）	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第2次南房総市環境基本計画	前計画 目標 年度	計画 開始 年度									目標 年度

望ましい環境像

「第2次南房総市総合計画」では、将来像を「地域で創る魅力の郷 南房総」と定め、環境に係る基本方針として、「安全で快適な南房総」を掲げています。さらに、「市民が創る南房総」として、市民一人ひとりの意識を高めながら、地域の活性化を図ることとしています。このようなことから、環境基本計画の望ましい環境像を次のとおり設定します。

一人ひとりが考え、地域で守り、 地域で創る環境のまち 南房総

施策の体系

「望ましい環境像」の実現に向けて、本計画では、5つの基本目標と15の基本方針を定め、本市の特色を活かしながら各種施策を展開していきます。

基本目標	基本方針	施策
一人ひとりが取り組み、地域で地球を守っていくまち	1 地球温暖化を防止する	(1) 温室効果ガス排出量の削減 (2) 省エネルギーの推進 (3) 新エネルギー等の利活用
	2 地球環境問題に取り組む	
	3 ごみ減量に取り組む	(1) ごみの排出抑制 (2) 3R+2Rの取り組み (3) 食品ロスへの取り組み
ごみを資源へ、みんなで資源を有効に利用するまち	4 資源の有効利用に取り組む	(1) 再資源化 (2) バイオマスの利活用
	5 不法投棄の防止・まちの美化	
地域と自然の共存へ、一人ひとりが豊かできれいな自然を目指すまち	6 豊かな緑を守り育てる	(1) 緑地の保全 (2) 農地の保全・活用
	7 水辺を守り育てる	
	8 多様な生物を守り育てる	
安心・安全な暮らしへ、地域で取り組む快適なまちづくり	9 きれいな空気を創っていく	(1) 自動車などの発生源対策 (2) 工場・工事場などの発生源対策
	10 きれいな水を創っていく	(1) 水質汚濁の防止 (2) 健全な水循環の構築
	11 不快な騒音・振動や悪臭をなくす	(1) 騒音・振動の防止 (2) 悪臭の防止
	12 きれいな土地を創っていく	(1) 不適正な埋立の防止
	13 有害化学物質による汚染やその他公害を防ぐ	(1) 有害化学物質による汚染防止 (2) その他の公害防止
環境保全へ、一人ひとりが取り組み、地域で協力・行動するまち	14 環境学習を進める	
	15 環境保全活動に取り組む	(1) 環境美化活動 (2) 空き地の適正管理

基本目標 1 一人ひとりが取り組み、地域で地球を守っていくまち

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの過剰な排出により引き起こされる地球温暖化問題は、自然環境から私たちの生活まで、地球全体で深刻な影響を及ぼすと予想されていることから、最も重要な環境問題の1つとして認識されています。気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、地球温暖化の影響により、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後の地球温暖化の進行に伴い、影響が拡大する恐れがあります。

気候変動に対しては、温室効果ガスを減らす対策に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図り、その影響に備える対策（適応策）が重要であり、これら2つの対策は車の両輪のような関係にあります。

指標	目標 (R11)	担当課
市の事務・事業から排出する温室効果ガスの量（CO ₂ 換算）	5,143 トン	環境保全課
公用車の低公害車導入率	65%	管財契約課

基本目標 2 ごみを資源へ、みんなで資源を有効に利用するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会とは、自然の循環を尊重し、自然に負担をかけない社会のことです。天然資源の消費を少なくし、環境への負担をできる限り低減させることが目的です。

指標	目標 (R11)	担当課
市民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	771g	環境保全課
リサイクル率	県平均値 (H30 実績 : 22.4%)	環境保全課
廃食用油の回収量	6,300ℓ	環境保全課
ペットボトルキャップの回収	3,000 kg程度を維持	環境保全課
学校給食における残菜量（使用量に対する残菜量の率）	10%	教育総務課

基本目標3 地域と自然の共存へ、一人ひとりが豊かできれいな自然を目指すまち

私たち人間は、自然から空気、水、エネルギーなど生活に必要な資源を得ており、生物多様性がもたらす豊かな恵みが、私たちの生活に不可欠となっています。

一方で、イノシシ、シカ、サル、カラスなど有害鳥獣の適正管理・駆除が課題となっています。人手が加えられなくなった山林や耕作放棄地の有効活用を検討する等、ヒトと生物とが棲み分けできる環境づくりが必要と考えられます。

指標	目標 (R11)	担当課
森林面積（天然林）	現状維持	農林水産課
農用地面積	現状維持	農林水産課
海域における環境基準・達成率	100%	環境保全課

基本目標4 安心・安全な暮らしへ、地域で取り組む快適なまちづくり

社会における安心・安全を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

公害の防止や環境衛生の向上などにより、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる安心・安全で快適なまちづくりを図る必要があります。

指標	目標 (R11)	担当課
生活排水処理率	57.20%	環境保全課
公害関係の苦情件数	27件 (1割削減)	環境保全課



基本目標5 環境保全へ、一人ひとりが取り組み、地域で協力・行動するまち

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ経済・社会に関する問題も絡まり複合化しています。

経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないような形に地域を転換していくためには、環境の側面のみならず経済・社会の側面も総合的に捉え、環境保全の活動が、経済や社会の課題解決にも貢献していくことを意識し、環境からまちづくりを進めていくことが必要です。

指標	目標 (R11)	担当課
ごみゼロ運動参加率	60%以上	環境保全課
学校での環境学習回数	各校1回以上 (6回)	環境保全課
市民への環境学習回数	1回以上	環境保全課
地域の環境美化活動の実施回数	現状維持	環境保全課

取り組み事例

地球温暖化を防止する／地球環境問題に取り組む

- 遠くに出かけるときは、鉄道やバスなどの公共交通を積極的に利用するようにしよう。
- 自動車を運転するときは急発進・急加速を控え、駐車時にはアイドリングストップを心がけよう。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけよう。
- 日常生活において節電を心がけよう。
- 住居の断熱性等を向上し、冷暖房に要するエネルギー量を削減しよう。
- 冷暖房機器の温度設定は適正に保ち、寒暖差に応じた服装をすることで調節しよう。
- ヒートポンプ給湯器といった省エネ商品や省エネ住宅、電気自動車などの省エネルギー型自動車や低公害車など、環境に配慮した製品を購入、利用しよう。
- 省エネルギーや環境問題の学習会やグループ活動に参加し、知識を深めよう。
- 太陽光や太陽熱を利用できる設備を設置するなど、再生可能なエネルギーを利用しよう。
- 冷蔵庫やエアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法に基づき、適切なフロン等の回収、処理を行っている業者に引き渡そう。
- フロンガス等を使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡そう。



ごみ減量・資源の有効利用に取り組む／不法投棄の防止・まちの美化

- 過剰な包装を断り、できるだけ包装の少ない商品を購入するようにしよう。
- 必要なものを必要な分だけ購入するようにしよう。
- 故障したものは修理して使い続けるなど、ものを大切に長く使うようにしよう。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品やビールびんのような繰り返し使用できるリターナブル製品などを積極的に利用しよう。
- 環境に配慮した商品を購入する「グリーンコンシューマー」を目指そう。
- 食品ロス削減のため、食材の使いきりや食べ残しを発生させないよう心がけよう。
- 生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理機等を活用して堆肥化するなど減量に努めよう。
- 環境にやさしいエコ製品（再生品など）を優先して購入するようにしよう。
- 古紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをきちんと分別するなど、ごみ出しのルールを守るようにしよう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力するようにしよう。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用し、不用品を有効利用するようにしよう。
- 空き瓶やペットボトルなどの資源ごみの排出時は、洗浄を徹底しよう。
- 地域の一斉清掃やボランティアによる清掃活動に積極的に参加しよう。



豊かな緑・水辺・多様な生物を守り育てる

- 農産物直売所などで、地元で作られた農産物を選んで購入するようにしよう。
- 農地や森林の価値を理解し、各種活動や苗木配布などのイベントに積極的に参加しよう。
- 生け垣や花壇、庭やベランダ、屋上などで花や樹木を育て、緑とふれあう機会を創出しよう。
- 森林の所有者は、間伐や下草刈など適切な維持・管理に努めよう。
- 自然観察会や自然体験学習会等に参加・協力しよう。
- ハイキングやキャンプ、釣りなどのレジャーやレクリエーションで発生したごみは必ず持ち帰るようにしよう。
- 海辺や川辺の草刈や、漂着ごみ・不法投棄されたごみの回収などの清掃活動に参加しよう。
- 海辺で遊ぶ際などは、水辺を汚さないようにしよう。
- 外来種の魚類の放流など、自然の生態系を乱すような生物は放さないようにしよう。
- 飼育方法・マナーを理解し、去勢・不妊手術するなどして、飼いきれず捨てられ殺処分されてしまうペットを減らそう。
- 消毒薬や殺虫剤、除草剤などの使用を自粛しよう。
- 農薬については、使用方法・使用量を守り、適正に使用しよう。



安心・安全で快適なまちづくり

- 自動車の購入や利用にあたっては、電気自動車やハイブリッド車など、低公害車あるいは低燃費車で環境にやさしいものを選択しよう。
- アイドリングストップを心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めよう。
- 交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車を行わないようにしよう。
- 自家用車は定期的に点検を行い、良好な状態を保とう。
- 家庭用焼却炉は廃止し、家庭から出るビニール、プラスチックごみ等の自家焼却や野焼きは行わず、適正に処理しよう。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、あるいは合併処理浄化槽を設置し、法定検査や清掃等の維持管理をしっかりと行おう。
- 自宅周辺の側溝や河川用水路の清掃など、水環境を守る取り組みに積極的に参加しよう。
- 調理くずや廃食用油の適正な処理、環境にやさしい洗剤の使用や洗剤の適正な使用に努めよう。
- 洗濯や洗車のときは、洗剤は適量を使用しよう。
- 深夜の騒音など近隣住民への迷惑行為を行わないようにしよう。
- 近隣に迷惑にならないよう悪臭発生の防止に配慮しよう。
- 家庭で使用している物に有害化学物質などが含まれているかどうか、あるいは有害化学物質の人体への影響について知るようにしよう。
- 有害化学物質を含む製品の購入・使用をできるだけ控えるとともに、使用する場合は、使用時、保管時、廃棄時のそれぞれの注意事項を厳守しよう。
- 農地や家庭菜園などで施肥を行う際は、適正な量にするよう努めよう。



環境学習を進める／環境保全活動に取り組む

- 環境に関する講演会や講座などに積極的に参加しよう。
- 家庭で子どもたちと一緒に環境問題について話し合う機会をつくり、子どもに環境の大切さを教えよう。
- 自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力しよう。
- 国や関係機関が実施する環境調査などに参加し、地域環境への知識や理解を深めよう。
- 市や民間団体などが開催するイベントなどに参加し、情報交換や各種体験など交流を深めよう。
- 自ら地域の環境リーダーや環境アドバイザーをめざし、また、人材の育成に協力しよう。
- 講演会などを通じて、地球温暖化、熱帯雨林の減少や砂漠化、オゾン層の破壊などの地球環境問題への認識を深めよう。
- 環境に関するイベント等の啓発行事や意識調査に、親子で参加・協力しよう。
- 事業者等が実施する環境活動の見学会等に、積極的に参加しよう。



計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していきます。また計画策定後は、各年度において、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。

計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。



発行 南房総市 建設環境部 環境保全課
〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木 28 番地
TEL：0470(33)1053（直通）
FAX：0470(20)4597